

廃棄物・リサイクル対策について

○循環型社会形成推進基本計画の点検について

(1) 経緯・現状

第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定。以下、「循環基本計画」という。）の規定に基づき、施策の進捗状況等について中央環境審議会循環型社会計画部会（以下、「循環部会」という。）において点検を行っている。

本年度は重点的 point 点検事項として、①3つの社会（循環型社会、低炭素社会、自然共生社会）の統合的取組の状況、②地域循環圏の形成やリデュース・リユースの推進に向けた取組状況、③国際的な循環型社会の構築に向けた取組状況、④物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価の4点を設定した。

平成20年9月の循環型社会形成に向けた各事業者団体の取組のヒアリングを皮切りに審議を開始し、10月には山形県で開催された「第3回3R推進全国大会」に合わせて、現地で循環部会を開催し、その中で山形県内の「地域循環圏」づくりの先進事例として3団体からヒアリングを行った。さらに産業界、大学等、11月には関係各省からも相次いで取組のヒアリングを行った。

11月までの審議を踏まえ、12月の循環部会において、循環基本計画の進捗状況の第1回点検結果についてパブコメを行う案（循環基本計画で拡充・強化された指標の進捗状況に加え、低炭素社会への取組との連携の進捗状況を図るための補助指標である「廃棄物として排出されたものの原燃料への再資源化や廃棄物発電等により代替される化石燃料由来の温室効果ガス排出量」についての試算結果及びヒアリング等で抽出された課題が盛り込まれたもの）について、取りまとめいただいたところである。

(2) 今後の予定

本年1月中に同素案に対する意見の募集（パブリックコメント）を行い、2月に当該結果を踏まえ循環部会において決定した上で、3月上旬を目途に点検結果の閣議報告を行う予定。

○3Rの国際的な推進

(1) 経緯・現状

我が国は、平成16年のG8サミットにおいて我が国の提唱により合意された「3Rイニシアティブ」に基づき、3Rの国際的な推進に主導的に取り組ん

でいる。平成20年5月に開催されたG8環境大臣会合では、開発途上国の能力開発のための行動等を盛り込んだ「神戸3R行動計画」が閣僚間で合意され、G8北海道洞爺湖サミットにおいても同行動計画が支持された。また、G8環境大臣会合で、3Rの国際的推進に関する日本の新たな行動計画「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表した。

同年11月に開催された、東アジアサミット環境大臣会合においては、3R関連の幅広い関係者が参加して3Rの国際協力を促進するオープンなプラットフォームとなる「アジア3R推進フォーラム」を提案し、賛同されたところ。

両行動計画等に基づき、我が国は、以下の取組を進めている。

- ①アジア各国の循環型社会構築支援…ベトナム・インドネシア等の3R国別戦略の策定支援、日中・日韓の部局長級政策対話、3Rの政策・技術情報拠点「3Rナレッジハブ」や3Rの研究者・専門家ネットワークの構築支援等。
- ②国際機関と連携した世界的な循環型社会の構築支援…OECDにおける物質フロー分析や資源生産性向上の取組、UNEPにおける資源利用に伴う環境影響に関する科学的知見の集積等。

(2) 今後の予定

「神戸3R行動計画」、「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、アジアにおける循環型社会の構築に向けた取組を強化していく。具体的には、各国政府、国際機関、民間セクター等幅広い関係者の連携により3Rの実施を促進する「アジア3R推進フォーラム」を平成21年に発足させ、各国の3R国別戦略に基づく3Rの優良取組事例の創出等を推進していく。また、OECD、UNEPにおける資源生産性や持続可能な資源管理に関する研究等に引き続き積極的に貢献していく。

○廃棄物処理法の点検について

(1) 経緯・現状

平成9年の改正法等の附則における見直し規定に基づき施行の状況について検討を加えることとされていることから、平成20年9月より専門委員会において廃棄物処理法に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する施行状況について点検、評価を行い、12月に開催された第5回の制度専門委員会において、「廃棄物処理政策における論点整理」が取りまとめられたところである。

(2) 今後の予定

月1回程度を目安に専門委員会を開催し、個別の論点ごとに議論を深め、夏頃を目途に中間的な取りまとめを行っていただく予定である。

○各種リサイクル法の点検について

1. 家電リサイクル法の点検について

(1) 経緯・現状

中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合において、見直しのための検討が行われ、平成20年2月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられた。これを受け2つの専門委員会を立ち上げ、「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書」及び「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」をそれぞれ同年9月に取りまとめるとともに、対象機器の追加（液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）や再商品化等基準の変更設定等に係る政省令改正を同年12月に実施したところである。

(2) 今後の予定

廃棄物処理法に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理基準等の改定を行うほか、基本方針を改定し、引取台数の多い小売業者に対し、排出家電の引取り・引渡し実績等の報告を求める等の措置を講ずることや、製造業者等に対し再商品化等に必要な行為に関する毎年度の収支とその内訳について報告を求める等の措置を講ずること等についての記載を追加する方針である。

2. 自動車リサイクル法の点検について

(1) 経緯・現状

法の附則において、施行（平成17年2月1日）後5年以内に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとして定められており、平成20年7月より中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会（委員長：永田勝也早稲田大学教授）において、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWGと合同で審議いただいているところである。

(2) 今後の予定

今後、本年1月までを予定している義務者・関連事業者等に対するヒアリングを一通り実施した上で、論点整理を行い、施行の状況の検討結果について取りまとめを行う予定である。

3. 建設リサイクル法の点検について

(1) 経緯・現状

平成19年5月に法で定める施行状況の検討時期を迎えたことから、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に建設リサイクル専門委員会を設置し、現在

までに、国土交通省の審議会である社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会と合同で、7回の審議を行い、同年12月に取りまとめを行っていただいたところである。

(2) 今後の予定

今後、上記取りまとめを受けて省令改正等必要な制度の見直しを行う予定である。